令和3年度第18回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:令和3年12月23日

担当部・課:生活環境部環境課[内線3362]

# ① 件 名

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る手続き等を定めることについて

### ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

地球温暖化に対する意識の高まりや国の施策により、再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」という。)の設置が全国的に増加している。一方で、再エネ設備の設置に起因する災害の発生の恐れや住民とのトラブル等が課題となっている。

本市においても、再エネ設備の設置が増加しており、国や県がガイドラインを示しているものの、設置に関する責務や規制がなかったことから、住民の生活環境や自然環境への影響、及び災害の誘発等が懸念されている。

#### 【目的】

再エネ設備の設置に係る事項を定めることにより、本市の豊かな自然環境及び良好な生活環境と再エネ設備との調和を図るもの。

### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

# 【根拠法令】

環境基本法(平成5年法律第91号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第1節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

#### 石巻市環境基本計画

基本目標1 多様な自然との共生

基本目標2 環境負荷の低減

基本目標 4 低炭素社会の実現

### ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和3年10月 庁内関係課協議

# ⑤ 主な内容

○「石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の制定

### 【適用事業等】

太陽光・風力・バイオマス等を利用する再生可能エネルギー発電事業で、発電出力が10キロワット以上

- ※太陽光発電事業で次に掲げる事業は除く
  - (1)建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業
  - (2)個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50キロワット未満の事業

#### 【主な内容】

- (1)事業の抑制を求める「抑制区域」を規定
  - ①豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
  - ②特色ある景観として良好な状態が保たれている区域
  - ③歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
  - ④ 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域
  - ⑤その他市長が必要と認める区域
- (2)事業着手前の住民説明会の開催と市との協議を義務化
- (3)事業終了後の発電設備の撤去、原状回復を義務化
- (4) 市長への報告又は資料の提出、市職員の立入調査権限を規定
- (5)市長による助言・指導・勧告及び公表の権限を規定

### ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

#### 【影響・効果】

自然環境及び生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和が図られ、環境に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与する。

# ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

○県内の条例制定 5市町で制定 (令和3年12月1日現在)

・富谷市 令和元年10月施行
・丸森町 令和2年 5月施行
・大崎市 令和3年 3月施行
・川崎町 4月施行

· 栗原市 6 月施行

#### ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年12月 パブリックコメントの実施

~令和4年1月

2月 市議会第1回定例会に石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との

調和に関する条例の制定について提案

(施行予定年月日:令和4年4月1日)

4月 同条例施行規則の制定及び施行 市ホームページ・市報にて周知

# 9 その他